



65歳以上で下記要件を満たす方に 補聴器費用の一部を 助成します 上限 **30,000円**

▶ 対象者

①～⑥の要件を全て満たしている方

- ① 市内に居住し、住民登録があること
- ② 65歳以上であること（年度内に65歳に到達する場合を含む）
- ③ **市民税所得割非課税世帯**であること（補聴器購入日時点）
- ④ **両耳の聴力レベルが40デシベル以上**であること
- ⑤ **耳鼻咽喉科**の医師により補聴器の**必要性**が認められていること
- ⑥ 聴覚障害の**身体障害者手帳が交付されていないこと**

▶ 対象となる補聴器

令和7年4月1日以降に購入した補聴器本体と附属品（電池、充電器及びイヤモールド）

▶ 注意事項

- ・ 集音器や助聴器など、補聴器以外の機器や故障時の修理、メンテナンス費用などは助成の対象外です（補聴器は医療機器です）。
- ・ 耳鼻咽喉科への受診・検査費用、文書料などは自己負担となります。
- ・ 購入日の翌日から起算して1年以内に申請してください。
- ・ 助成金の交付決定日から5年を経過するまで再度の申請はできません。

▶ 問合せ先

松山市 福祉推進部 長寿福祉課 電話：**089-948-6408**

手続の流れ

1 市に相談する

松山市長寿福祉課までご相談ください。
助成対象の要件確認をした後に申請書兼請求書を受け取ります。

※聴覚障害の身体障害者手帳をお持ちの方は、
障がい福祉課 (089-948-6017) までお問合せください。



2 耳鼻咽喉科を受診する

申請書兼請求書を持参の上、耳鼻咽喉科を受診し、
補聴器の必要性が認められた場合は、申請書兼請求書の
「医師の意見欄」に記入を依頼してください。



3 補聴器を購入する

自分に合った補聴器を選びましょう。
補聴器の専門店では、上手に使うためのアドバイスや
装用トレーニングなど、丁寧なサポートを受けられます。



4 市に申請する

次の2点を市に提出してください。申請時に要件確認を行います。

申請書兼請求書（医師の意見欄含む）

- ・記入漏れがないかご確認ください。
- ・振込先口座の情報をご記入ください。

領収書の写し

購入日、購入者の氏名、購入金額、購入商品名（※）、
購入店舗名及び所在地の入ったもの

（※）メーカー・商品名を記載、またはメーカー・商品名
が分かる納品書等を別途添付

5 助成金が振り込まれる

審査後、決定通知書を送付します。
その後、1ヶ月から2ヶ月程度で、ご指定の口座にお振込みします。

